

島本町支援保育・支援教育推進ハンドブック

～「ともに学び、ともに育つ」一貫した支援のために～



令和7年4月
島本町教育委員会

はじめに

令和4年4月27日付け、文部科学省初等中等教育局長通知において「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。」と改めて示されました。

本町では、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（共生社会）の形成に向け、教育への参加は社会への参加の一つの側面であると認識し、目の前の一人の子どもが保育所・幼稚園・学校で安心して過ごし、学ぶことができるための視点として、これまで特別支援教育を発展させてきました。

特別支援教育の対象は、障害のある子どもたちだけでなく、全ての子どもが対象であり、全ての子どもが、障害のある子どもとの違いを対等な違いとして、互いに尊重し合い、子ども同士がつながっていくことが重要であります。その上で、子どもの個性や能力を最大限に伸ばし、自律し、社会参加ができるよう、インクルーシブな学びの場を構築していく必要があります。

また、障害のある子どもに対するライフステージに応じた、0歳から成人までの連続性のある「縦の連携支援」に加えて、教育と保健、医療、福祉等の「横の連携支援」を強化するとともに、全ての子どもが包摂される協力体制を構築していきます。

本ハンドブックが、全ての子どもの保育や教育の充実と推進のために、保護者及び関係者の間で有効に活用していただけることを願っています。

令和7年4月

目 次

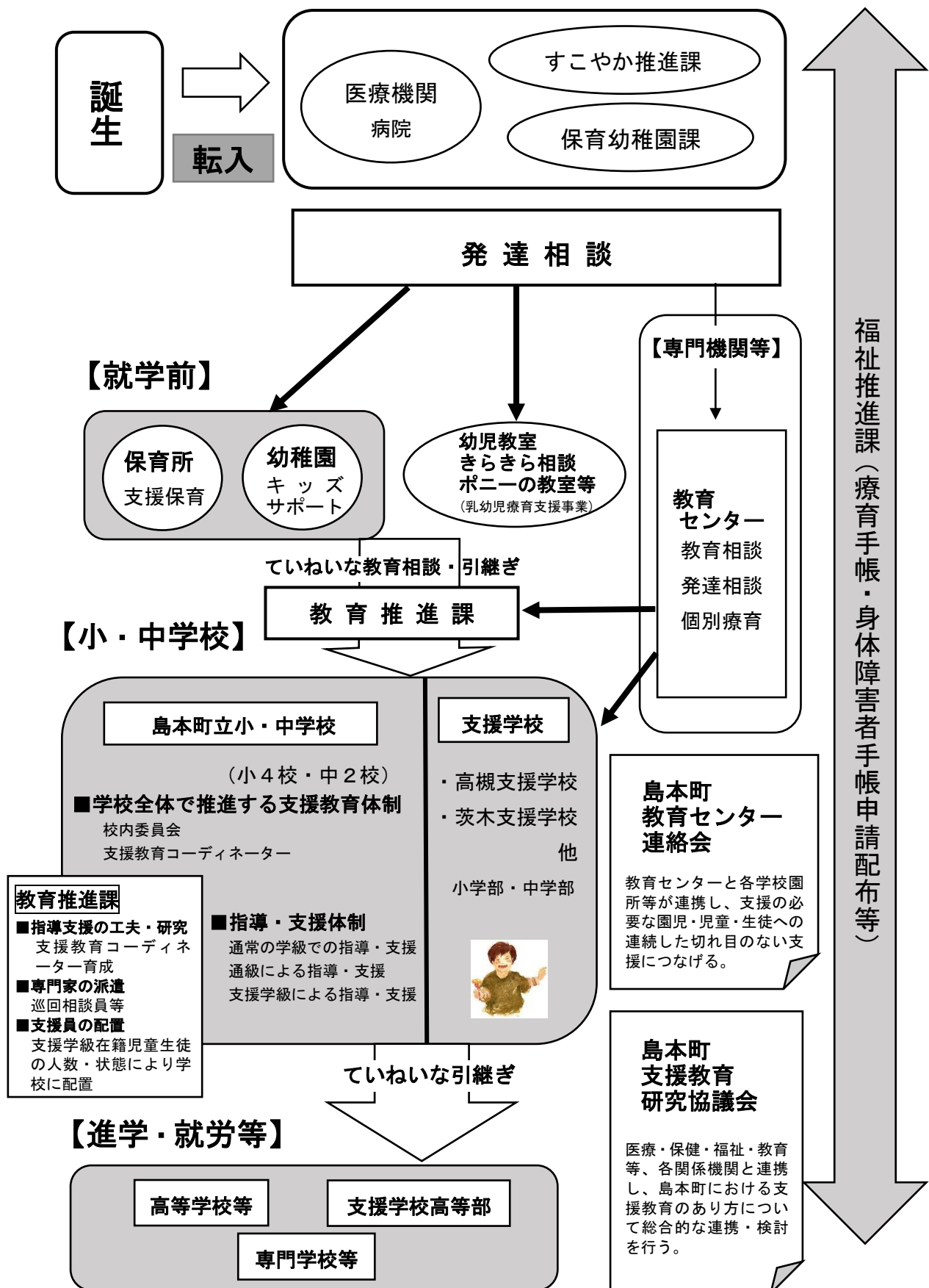
〇才から成人までの連続した支援	1
■島本町における連続した支援教育の体制	2
■進路について	3
■支援の連携と情報の共有について	4
■「個別の教育支援計画」の作成と活用について	5
〇才から就学前まで	6
■保育所(園)が進める支援保育体制	7
■幼稚園が進める支援教育体制	7
就学前から小学校まで	8
■小学校入学が近づいてきたら・・・	9
小学校・中学校	10
■小中学校における支援教育のめざすもの	11
■教育的支援の必要な児童生徒への校内支援体制	12
学校が進める支援教育推進に向けた支援連携体制	
■学校体制充実のために	13
■「個別の教育支援計画」の作成と活用	14
令和7年度 島本町教育相談【情報の流れ】	15
通級指導教室の概要について	16
本町の医療的ケア運営会議等の組織	19
島本町立小中学校における医療的ケア実施体制	20
学校と教育委員会の連携体制	21
参考資料	
■就学相談票（様式1・様式2）	
■個別の指導計画（参考例）	
■個別の教育支援計画（様式1－1・様式1－2・様式1－3）	
■説明資料 「小学校における支援教育について」	
■説明資料 「中学校における支援教育について」	

0才から成人までの連続した支援

学びや育ちに支援の必要な子どもたちが
安心して生活や学習ができるよう0才から
成人までの連続した島本町における
支援体制



■島本町における連続した支援教育の体制



■進路について

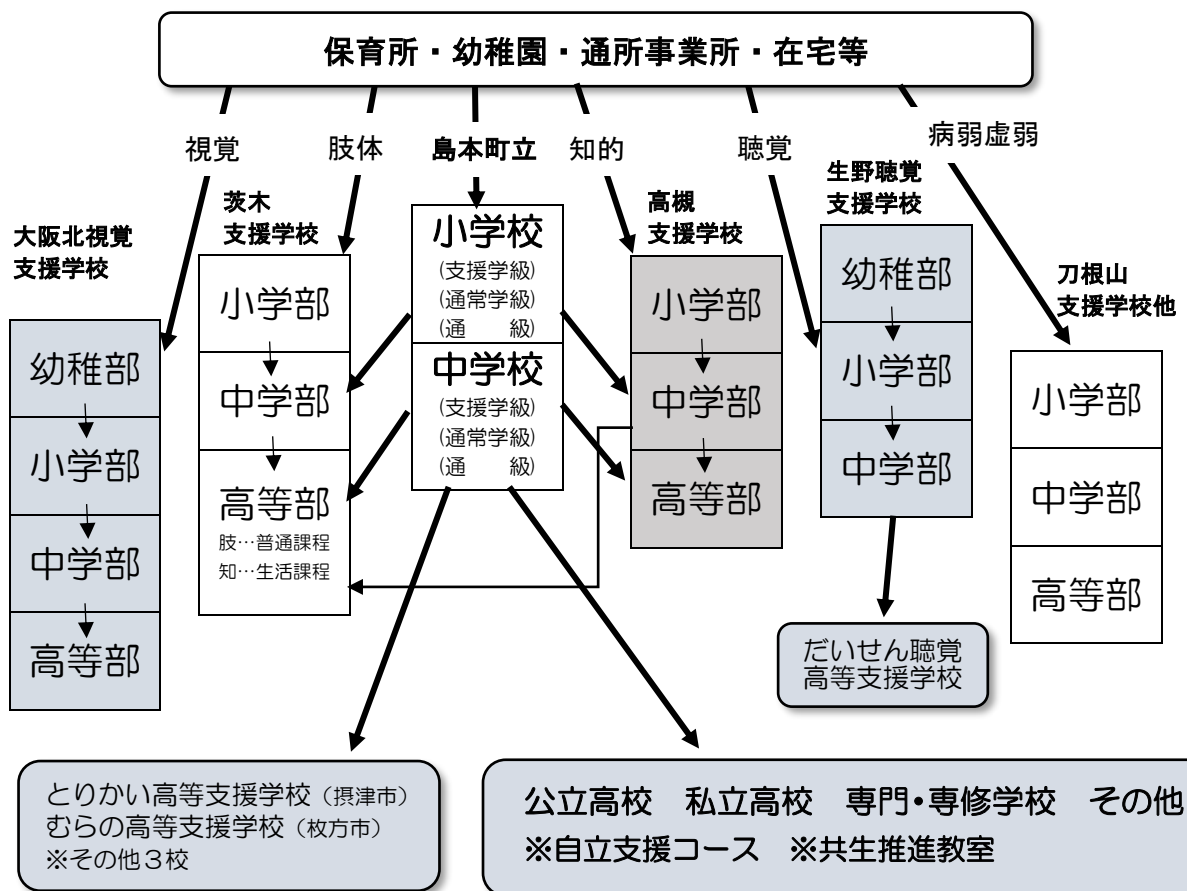
障害特性や個のニーズに応じた“学びの場”

「ともに学び、ともに育つ」学びの場

個に応じ、将来を見すえた学びの場

下図のような、学校園所からそれぞれのお子さんの障害特性やニーズに応じて進路を決定することができます。

地域の学校や支援学校など、多様な選択肢の中でのびのびと学習できるように、各機関では環境の充実や、将来地域社会の中で自立し、いきいきと暮らしていく力を育成するため、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や生涯にわたって一貫した支援を行うことができるよう連携をしています。



※自立支援コース … 知的障害のある生徒が高等学校において学ぶことのできる制度

・府立園芸高校、阿武野高校、柴島高校、枚方なぎさ高校、八尾翠翔高校、西成高校、松原高校、堺東高校、貝塚高校、桜宮高校、東淀工業高校

※共生推進教室 … 知的障害高等支援学校の共生推進教室を府立高校（１０校）に設置し、両校の連携協力のもと知的障害高等支援学校の生徒が日々、高等学校の教育を受ける制度

・府立千里青雲高校、北摂つばさ高校（府立とりかい高等支援学校）
 ・府立芦間高校、緑風冠高校（府立むらの高等支援学校）
 ・府立枚岡樟風高校、金剛高校（府立たまがわ高等支援学校）
 ・府立信太高校、久米田高校（府立すながわ高等支援学校）
 ・府立東住吉高校、府立今宮高校（府立なにわ高等支援学校）

■支援の連携と情報の共有について

効果的な指導や支援継続のために確かな情報の連携を！

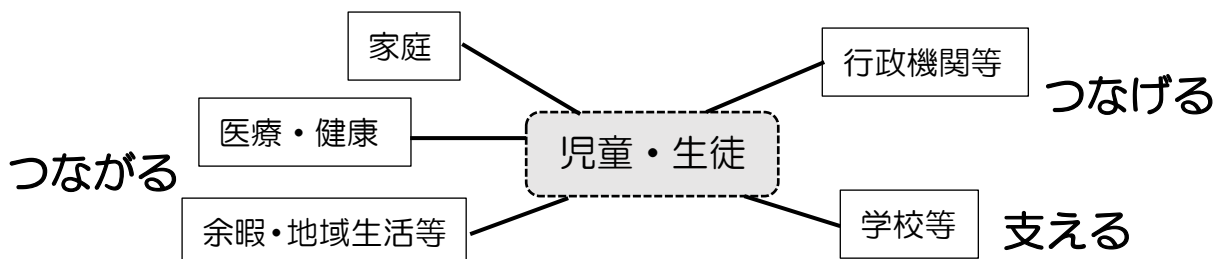
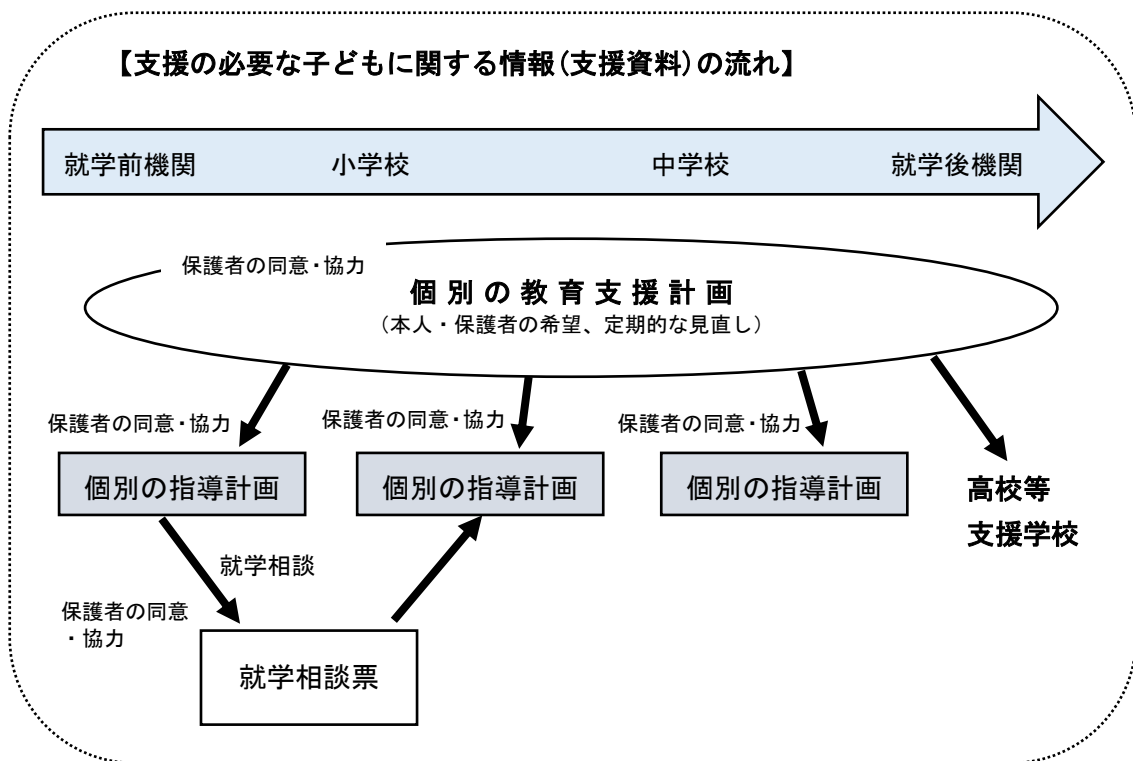
子どもの成長を支援するためには、かかわる人たちそれぞれの思いを共有することが必要です。

まず、教育・福祉・医療等の関係機関が協働し、それぞれの支援の内容や方針を共有すること。また、就学前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から進学先へと支援の場が変化していくとき、それぞれの段階での支援の内容をていねいに引き継ぎ、継続的な支援を行っていくことが大切です。

このように、学校・保護者、さまざまな関係機関など、子どもの支援にかかわる人たちが連携してつながることで、早い時期から将来の生活を見すえた、適切に必要な支援を生涯にわたって効果的におこなうことが可能になります。

情報の確かな連携に基づいて、効果的な指導や支援を継続することで、担任同士で面談を行うなど、直接的な連携が促進され、効果的な支援策が共有されます。

なお、作成する資料とその提供については、いずれも保護者の同意が必要となります。



「個別の教育支援計画」とは…

《作成にあたって》

- ①支援をスタートさせた時に、支援に関わる複数の教職員が保護者とともに作成します。
- ②毎年、年度当初に記入内容を見直します（見直しがあれば、赤で記入）。
また、適切な支援ができるように、3年ごとを目安に書き換えます。
- ③作成にあたって、その意義を保護者や本人に説明し、十分理解を得ます。
- ④関係機関と情報を共有する際には、保護者の同意を得ることが必要です。

《对象者》

- ① 支援学級在籍児童・生徒
 - ② 支援保育・教育制度利用児
 - ③ 通常の学級に在籍し、学校と保護者の話し合いに基づき、特別な教育的支援が必要と認められる児童・生徒
- ※「個別的教育支援計画」は、診断のあるなしに関わらず作成します

3年間を見通した「支援の目標」（指導者の目標）やそのために必要な「支援の内容」「活動内容」などを記入します。
必要に応じて、関係者や関係機関と連絡をとり、情報を共有します。

活用しましょう

- 5

0才から就学前まで

保育所（園）・幼稚園における支援保育・
支援教育

子どもたちがともに生活し遊びを展開する中でお互いを求め合い、自分らしく生き、自らの個性や能力が磨けるよう保育・教育を進めます。



■保育所（園）が進める支援保育体制

※保育所（園）では支援保育体制を確立するために、次のような具体策を進めています。

※支援保育研修会

実践事例や保育のビデオ視聴を通して検討したり、講師に助言を受けたりしながら、支援保育の理論や方法について学び合う。

※ケース検討会議

保育所（園）の代表が集まり、支援対象児の情報を共有し、支援方法等について協議を行い、一人ひとりに応じた必要な支援を明確にし、家庭と連携しながら「支援保育個別支援計画」「個別の指導計画」を立て、適切な支援や対応ができているか職員間で検討し、共通理解のうえ保育を進める。

※支援保育検討会

保育所（園）での支援の実施の適否や支援保育のあり方を決定する。（対数・環境・受け入れ体制など）

※試行保育（体験保育）

状態の把握及び課題、支援内容並びにかかわり方の検討を行う。

※他機関との連携

保護者の理解を深めるため、個々の家庭に合わせた関係づくりを行い、療育機関等との連携を深める。

就学先と相談票や四者面談、引き継ぎを通して、きめ細やかな支援保育の連携・継続を図る。

※発達相談の相談員等による巡回相談

- ・子どもの発達のことで気になることを、面談等を通して保護者とともに考え、療育での成果や課題を受け、保育所（園）での支援保育との連携を図る。
- ・保護者の相談や児童の状況などを踏まえ、支援保育対象児等に発達検査を行う。
- ・スクールカウンセラーや発達支援指導員による専門的助言を受ける。

■幼稚園が進める支援教育体制

※幼稚園では支援教育体制を確立するために、次のような具体策を進めています。

※支援教育研修会

支援教育研修会、支援担当者研修会などに参加し、担任・支援担当教諭それぞれの立場で、一斉・個別における支援教育の理論や方法について学ぶ。

※園内支援教育推進会議

一人ひとりに応じた必要な支援を明確にし、家庭と連携しながら支援教育を進める。「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導を行う。

※支援教育（キッズサポート）検討会

幼稚園での支援の実施の適否や支援教育のあり方を決定する。（対数・教材・受け入れ体制など）

※試行保育（体験保育）

状態の把握及び課題、支援内容並びにかかわり方の検討を行う。

※他機関との連携

保護者の理解を深めるため、個々の家庭に合わせた関係づくりを行い、療育機関等との連携を深める。

就学先と相談票や四者面談、引き継ぎを通して、きめ細やかな支援教育の連携・継続を図る。

※発達相談の相談員等による巡回相談

- ・子どもの発達のことで気になること、面談等を通して保護者とともに考え、療育での成果や課題を受け、幼稚園での支援教育との連携を図る。
- ・スクールカウンセラーによる専門的助言を受ける。※巡回：幼稚園等からの要請

就学前から小学校まで

保育所（園）・幼稚園等での指導や支援を
「就学相談票」を活用して引き継ぎ、子どもたちの楽しい学校生活へのスムーズなスタートを支援します。



■小学校入学が近づいてきたら…

就学相談票を活用し、学校生活のスタートを支援！

保育所（園）・認定こども園・幼稚園等での指導・幼稚園等での指導・支援を小学校に…！

4～5月

教育委員会より保育所（園）・認定こども園・幼稚園等に「就学相談票（様式1）及び（様式2）」を配布

広報6～7月号により
就学相談実施の周知



5～7月頃

保育所（園）・認定こども園・幼稚園等は、保護者が作成した（様式1）と（様式2）を教育委員会に提出
※保護者から教育委員会に直接提出も可能

随時

府立支援学校の見学および教育相談の希望者
保育所・幼稚園等を通して、各校へ申し込みもしくは、保護者が直接各校へ問い合わせ
府立茨木支援学校（肢体） 府立高槻支援学校（知的）
府立生野聴覚支援学校 府立大阪北視覚支援学校等

5～8月頃

（様式1）と（様式2）をもとに、教育委員会担当者と就学相談
→就学相談後、教育委員会が就学先小学校へ情報を報告

※就学に向けた装具等が必要で就学先が決定している場合は、この頃から準備を始めることが可能

小学校では

担当者が必要に応じて保育所（園）・認定こども園・幼稚園の保育・行事等を参観

6～9月

就学予定の小学校で就学相談

10月～11月

支援学校 学校見学会
保育所（園）・認定こども園・幼稚園等を通じ案内送付

10月末までに

支援学級入級・支援学校入学について最終意思決定（保護者）

校内委員会審議児童生徒名簿を島本町特別支援委員会に提出

島本町特別支援委員会 11月下旬～12月上旬
・相談希望者に係っての協議、教育委員会への具申
・就学相談報告 等

通常学級在籍決定

通級指導教室入室決定
（学校での支援・経過観察等）

支援学級入級決定

1月

入学説明会

2月～3月

保育所（園）・認定こども園・幼稚園等と小学校の引き継ぎ会

4月

入学式

小学校と保育所（園）・認定こども園・幼稚園等との交流会
行事参観・保育参観



小学校・中学校

支援学級に在籍する児童生徒はもとより、学習活動やコミュニケーションの取り方などに困難を感じている通常の学級に在籍する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた「ともに学び、ともに育つ」教育を進めます。



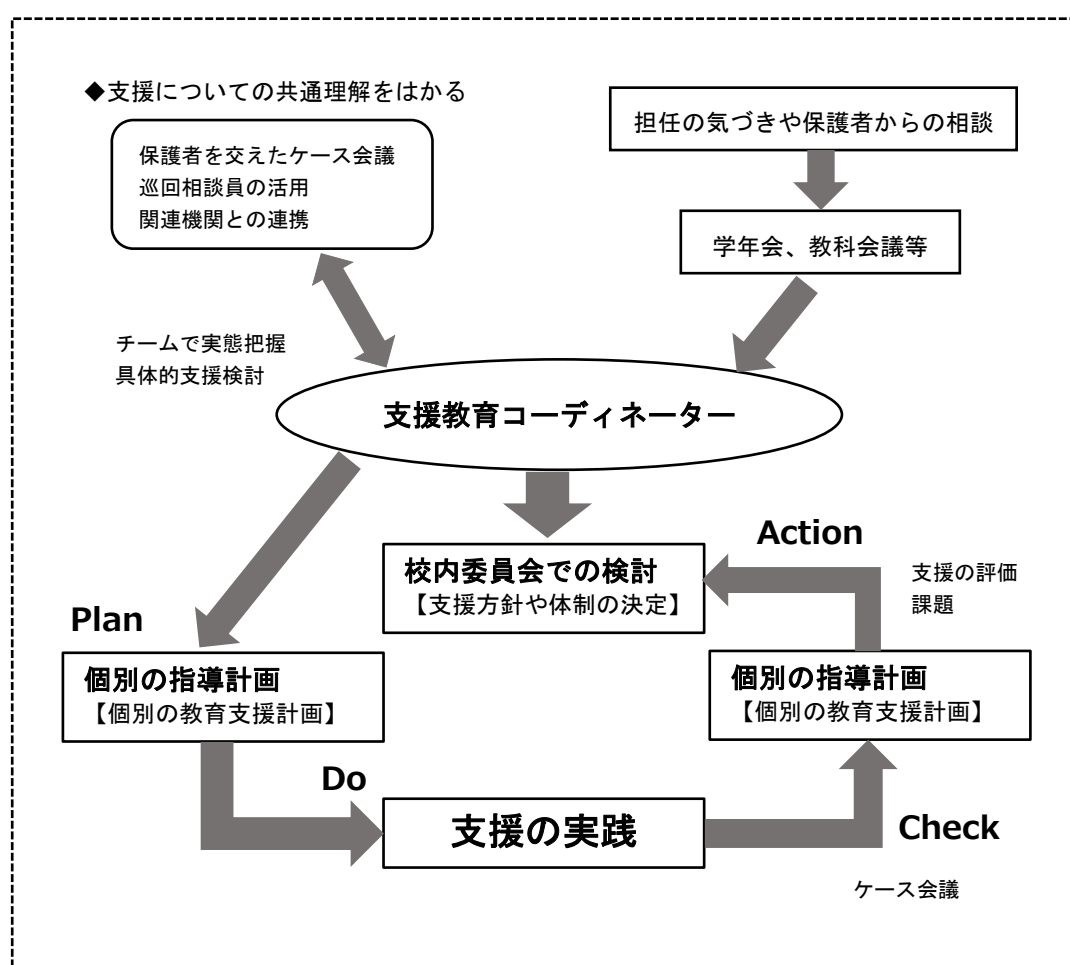
■「ともに学び、ともに育つ」小中学校での支援教育 小中学校における支援教育のめざすもの

『ともに学び、ともに育つ』教育の実践



支援教育の理念 支援学級に在籍している児童生徒はもとより、通常の学級に在籍している、学習活動やコミュニケーションの取り方などに困難を感じている児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う教育。

気づきから、効果的な支援へ



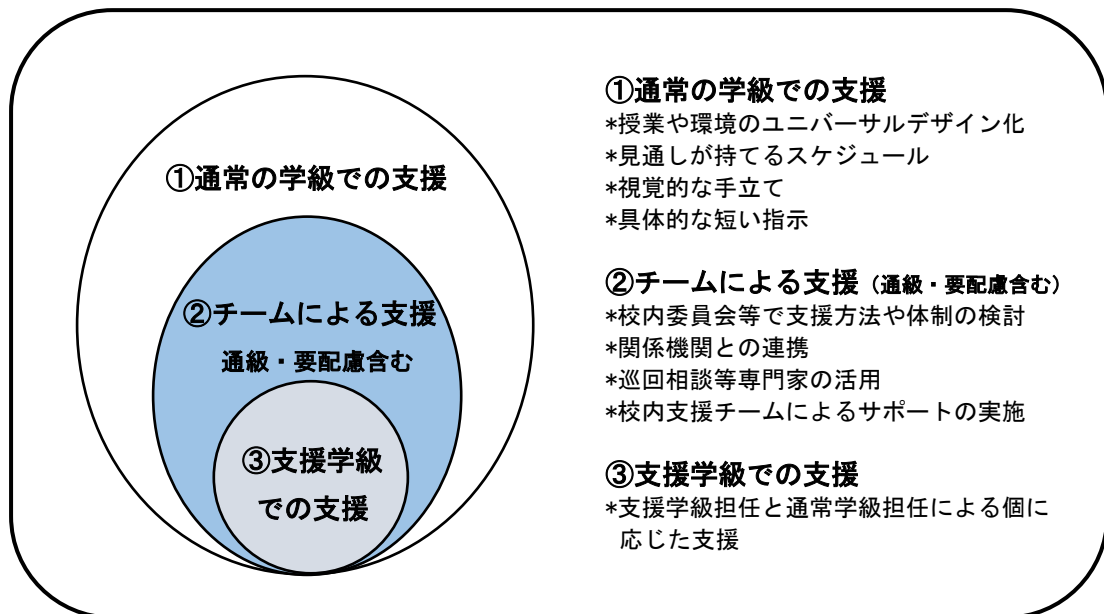
ケース会議

支援教育コーディネーターを中心に、専門家等の助言や保護者の意見を取り入れながら、支援の必要な子どもの実態を把握し、具体的な支援策を協議して、学校全体の協力体制を組みます。

支援教育コーディネーター

支援に向け、校内外の適切な人材や保護者、関係機関をつなげていくキーパーソンです。保護者の相談窓口、関係機関との連絡調整、実態把握や課題分析のための情報を収集・整理したり、研修の企画や校内委員会の運営の中心を担います。

教育的支援に必要な児童生徒への校内支援体制



学校が進める支援教育推進に向けた支援連携体制

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導

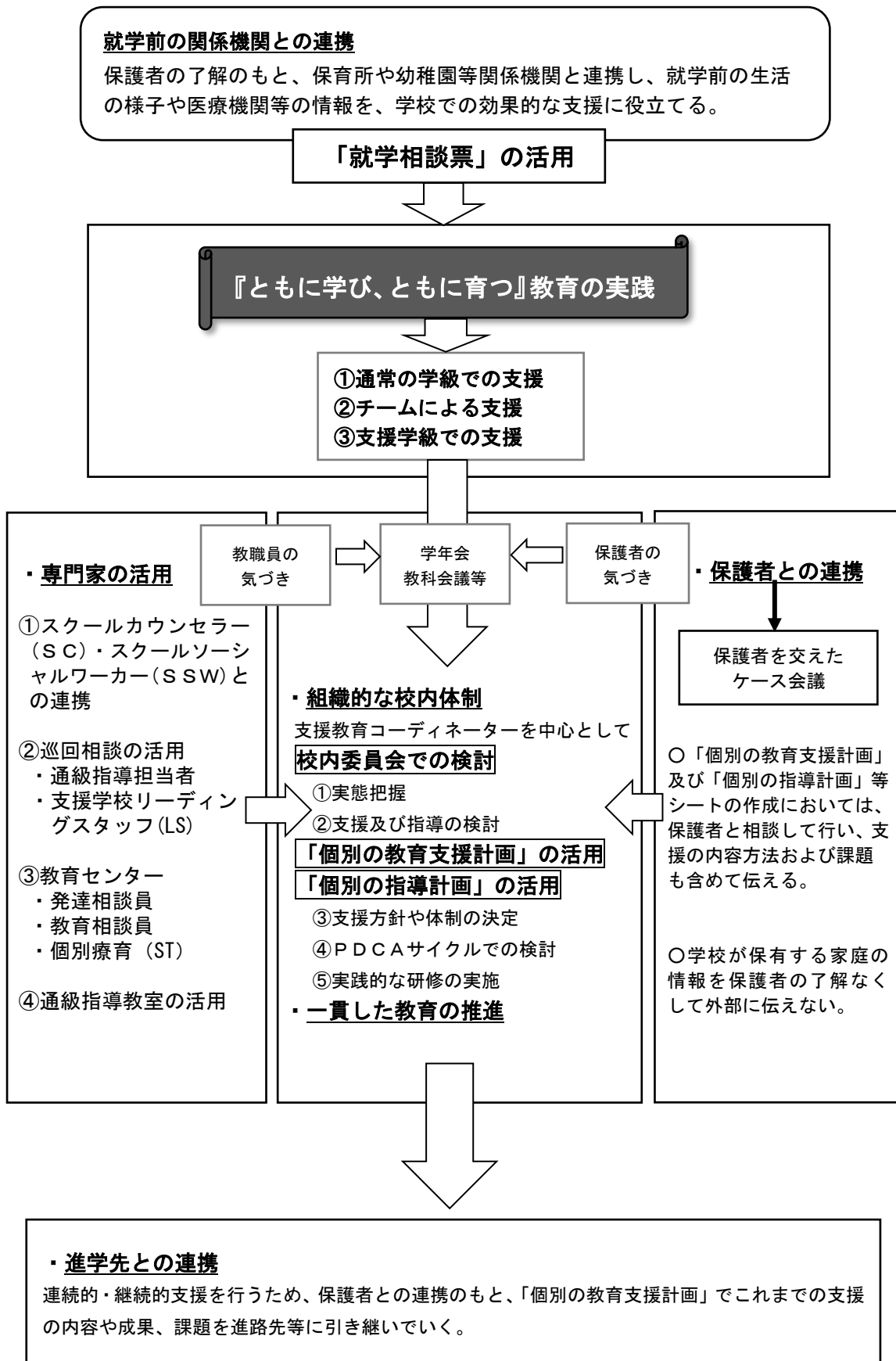
支援学級では

支援学級在籍児童生徒の教育的ニーズに応じた指導方法の検討、教材教具の作成・教育環境の整備について検討し、通常の学級担任とともに連携した支援を行います。

※ユニバーサルデザイン (UD) とは…

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。
学校生活においても、すべての教職員が普段から授業や教室環境への配慮を工夫し、障害のある子はもちろんのこと、学びや育ちに支援の必要な子も視野に入れた「すべての子どもが安心して楽しく学校生活を過ごすための工夫や支援」のことをいいます。
つまり「支援の必要な子どもには『ないと困る』支援、どの子にも『あると便利』な支援」を増やしていくことが、通常の学級における授業や環境のユニバーサルデザイン化であり、島本町がめざす『ともに学び、ともに育つ』教育の実践です。

■学校体制充実のために



■「個別の教育支援計画」の作成と活用

個別の教育支援計画とは

「個別の教育支援計画」とは、児童生徒一人ひとりの希望や願いを受けとめて、学校に入学する前から卒業までを通して、教育の視点から必要な支援を行うために作られる計画です。

本人・保護者の希望や願い、支援の目標、支援の内容、協力してくれる福祉・医療などの関係機関とその支援内容などが書かれ、学校と本人・保護者が協力して作ります。家庭訪問や懇談会などの場で、お互いがよく話し合って必要な支援を考えていきます。

「個別の教育支援計画」が活用されることによって、学校や学年が変わっても、引き続き同じような支援を受けることができます。また、学校だけではなく地域にあるさまざまな関係機関との連携の際にも活用されます。

作成したり活用したりするときには、個人情報保護され、その取り扱いには十分に注意が払われます。関係機関と連携する場合は、本人・保護者の同意のもとに情報が提供されるものとします。

【個別の教育支援計画作成について】

- ① 該当児童生徒の現在の状態、指導の目標や具体的な手立て、家庭での取組等について記入します。
- ② 目標や具体的な手立てについての評価を行い、定期的に目標や計画を修正していきます。
- ③ 担任以外の支援者についても検討しながら計画を作成します。

基本的な生活習慣にかかわる項目、社会性や対人関係にかかわる項目、学習に関する項目等、学校や家庭での生活で観察される状況や配慮事項等具体的に記入します。

長期目標は1年間、短期目標は学期を目安として設定します。手立ては、目標を達成するために必要な指導方法や手段などを具体的に示します。

担任以外に誰がどんな場面で支援者となっていくか考えながら作成していきます。目標や具体的な手立てについての評価を行い、学期ごとに修正していきます。

【個別の教育支援計画の効果】

- ① 該当児童生徒の実態を多角的に把握し、教員相互の共通理解を図ることができる。
- ② 保護者に対して、学校として対応することを的確に伝えることができる。
- ③ 専門機関や専門家に巡回相談等を依頼する際の基礎資料の役割を果たす。
- ④ 成果を振り返り、次年度の指導への引き継ぎ資料として活用できる。

個別の教育支援計画：様式1-1

島本町立第____学校

記載年月日()年()月()日

児童・生徒基本情報

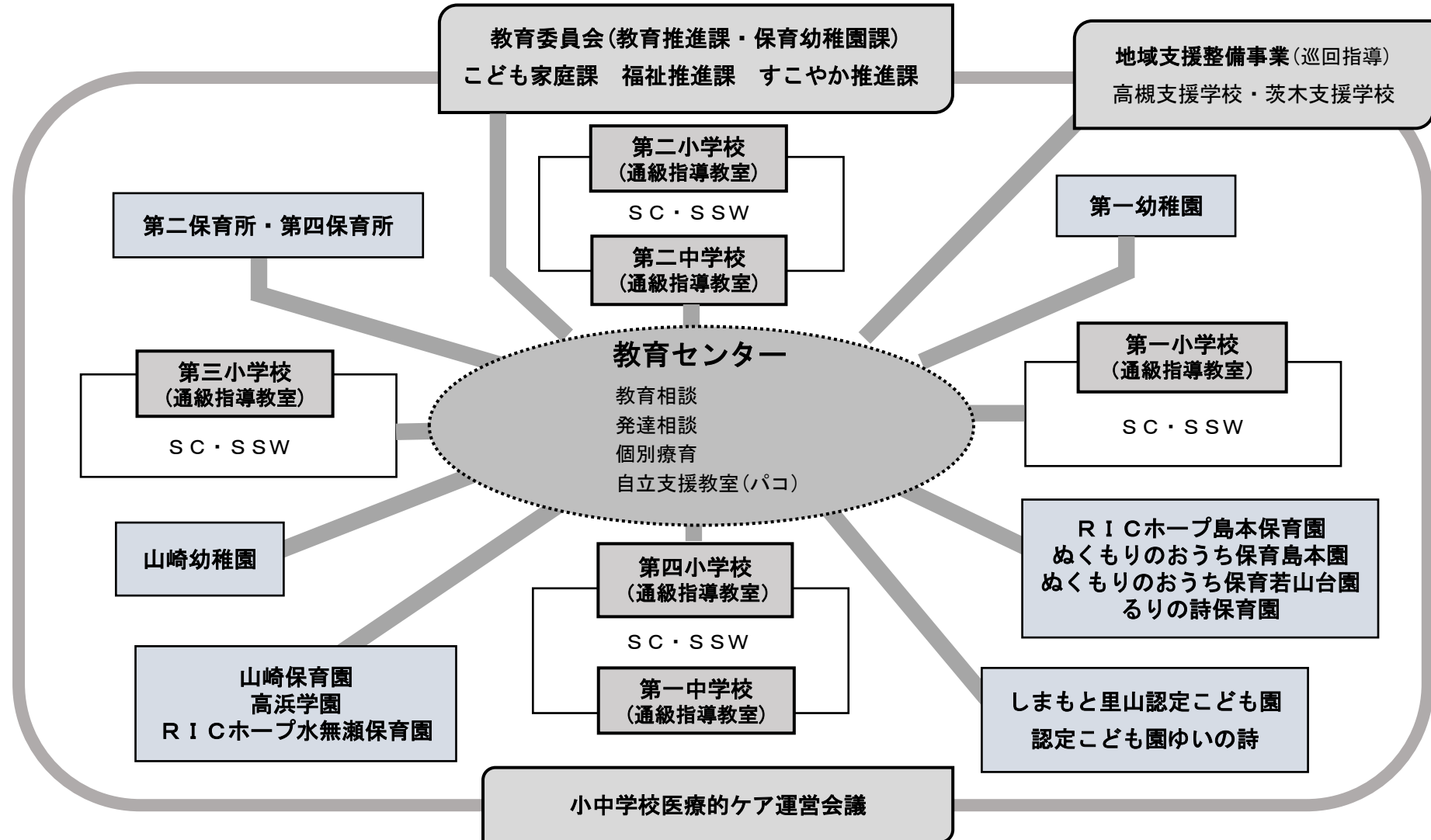
氏名	姓		名	性別
生年月日	年	月	日	生
保護者氏名	氏名		性別	
住所	〒618- 大阪府三島郡島本町			
発達に関する情報	診断(有・無)→有の場合は、診断名() 診断時期()年()月()日 診断機関() 発達支援(有・無) その他()			
手帳について	療育手帳	有	A・B1・B2 ()年()月()日交付	療育手帳
	無	取得予定(有・無)	療育手帳	有
	有	1・2・3級 ()年()月()日交付	療育手帳	有
	無	取得予定(有・無)	療育手帳	有
身体障害の状況	身体障害(有・無)→有の場合は、障害の種別() その他()			
その他の配慮事項	生じたときの状況()			

個別の教育支援計画：様式1-2

島本町立第____学校

児童・生徒氏名		
本人および保護者の同意	本人： 保護者：	
活のしたい内容(興味・関心、得意なこと、がんばっていることなど)		
長期の目標(3年程度)から見た教育のニーズと支援内容		
支援の目標(優先順位)	1 2 3	(1~3番ほど、1つでもよい)
支援の内容(手立て・配慮)	1 2 3	
支援の目標	1 2 3	評価(成果と課題・留意事項)
1年目	1 2 3	
2年目	1 2	
3年目	1 2	
作成者	島本町立第____学校	作成日： 年 月 日
承認者	島本町立第____学校	承認日： 年 月 日

令和7年度 島本町教育相談【情報の流れ】



通級指導教室の概要について【小中学校】

令和7年4月
島本町教育委員会

1 通級指導教室について

- (1) 平成5年4月に学校教育法施行規則の一部改正により始まった教育形態で、通常の学級に在籍し、通級指導教室において専門的な見識を持った教諭から個々のニーズにあった個別の支援や指導等を受ける。
- (2) 指導は、個別指導または小集団指導を行う。
- (3) 年度途中でも相談や面談を随時受け付ける。
- (4) 改善等が見られ、通常の学級での指導で対応が可能となった場合は、通級による指導を終了する。
- (5) 通級に必要な時間は、正規の授業時間として扱う。(早退・遅刻・欠席にはならない。)
- (6) 通級による指導を行う時間は、授業時間内抽出を基本とする。

2 通級指導教室の役割

- (1) 児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた自立活動を実施し自信や意欲を育てる。
児童・生徒の行動の裏にある気持ちやつまづきを理解して、個に応じた指導プログラムを作成し、児童・生徒一人ひとりに合わせた自立活動を実施する。

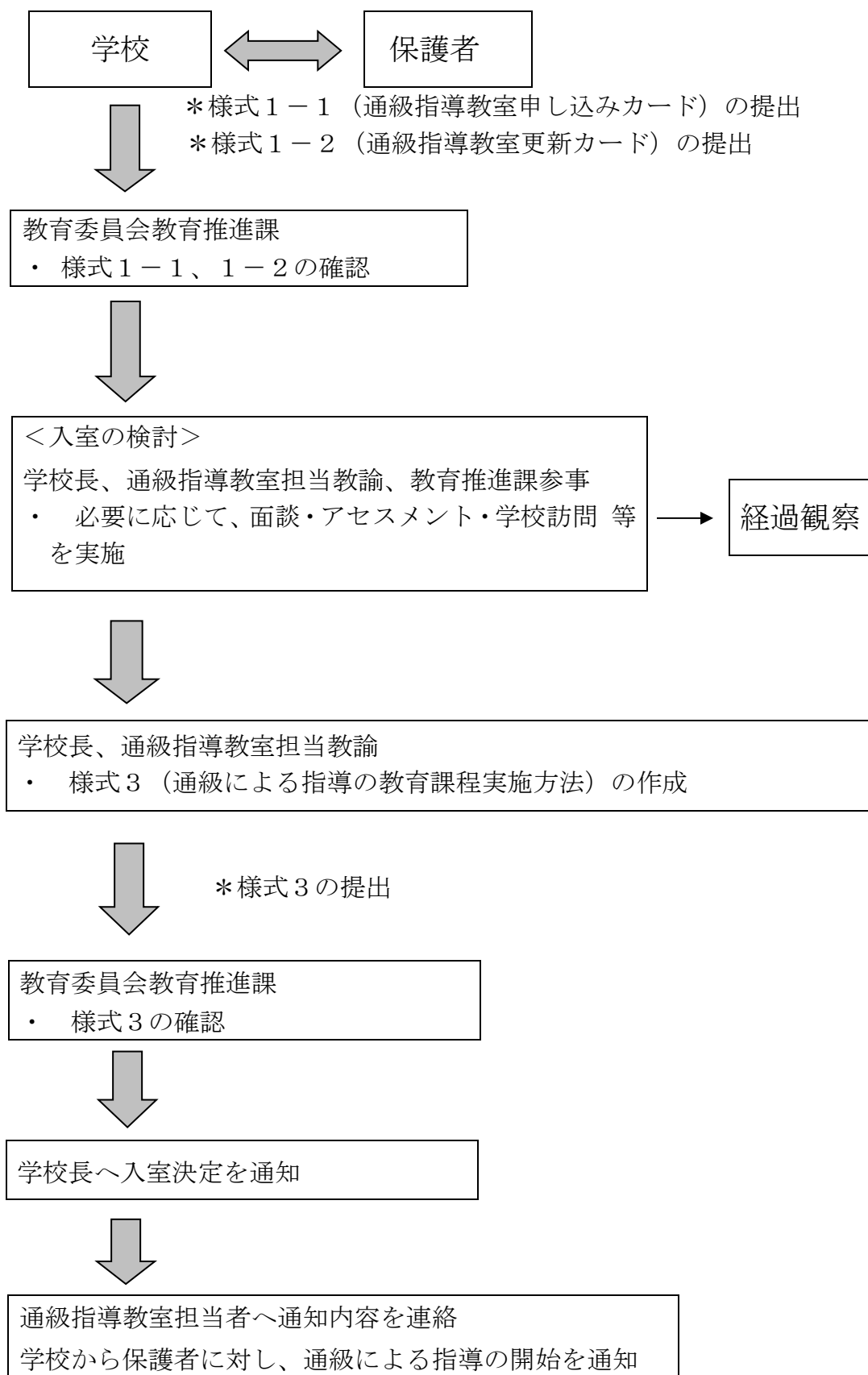
自立活動：児童一人ひとりの障がいの状況による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を培う活動

- (2) 学級担任及び授業担当の教員へ情報を提供する。
児童・生徒理解のための情報資料を交換・交流し、児童・生徒への支援のあり方を相談する。
- (3) 保護者の心情を理解し、アドバイスする。
保護者と定期的な面談以外にも懇談の機会を持つようにし、保護者の気持ちを理解することにより信頼関係が結べるように話し合い、親子関係等の安定を支援していく。
- (4) 関係機関と連携する。
学校との連携はもとより、必要に応じて医療機関等と連携する。

3 対象児童・生徒

- (1) 学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の発達障害の児童・生徒
- (2) その他（ことばの発達に遅れのある児童等）
＊知的に遅れがなく、専門機関等で一定の診断を受けるものとする。

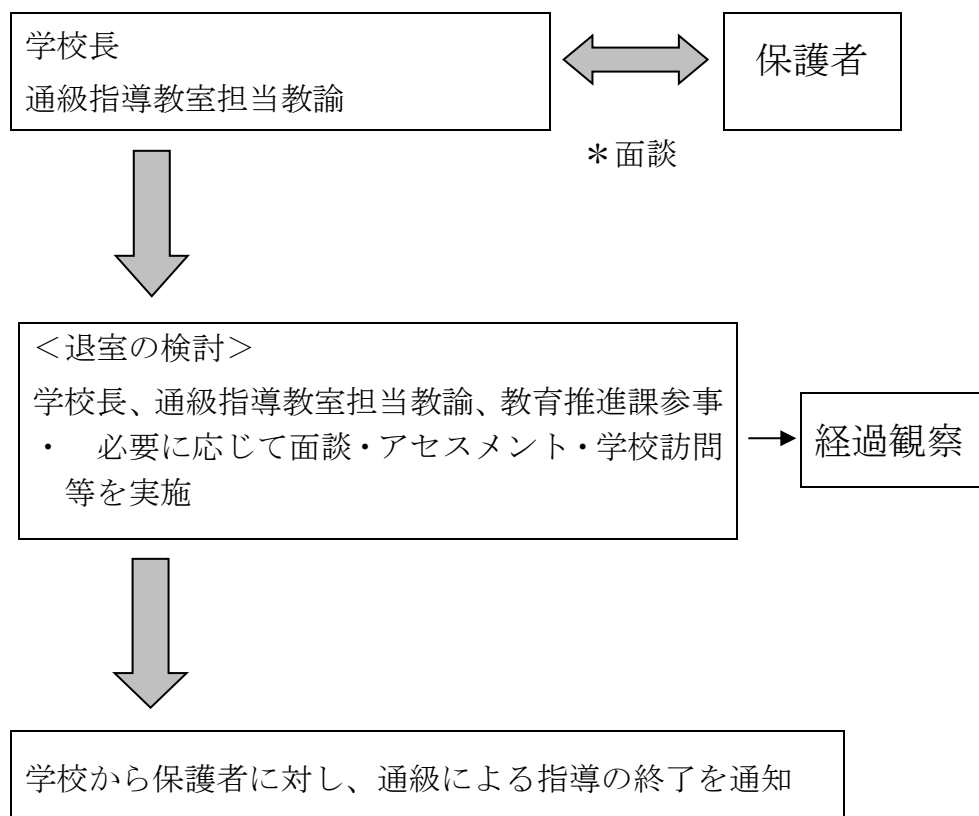
4 入室決定までの流れ



5 退室（通級指導の終了）

<基準について>

- (1) 通常の学級に適応し（本人の困り感が軽減し）、担任配慮で可能となった場合。
- (2) 通常の学級において不適応感（本人の困り感）が増大し、学びの場の変更について検討が必要になってきた場合。
- (3) 卒業した場合。

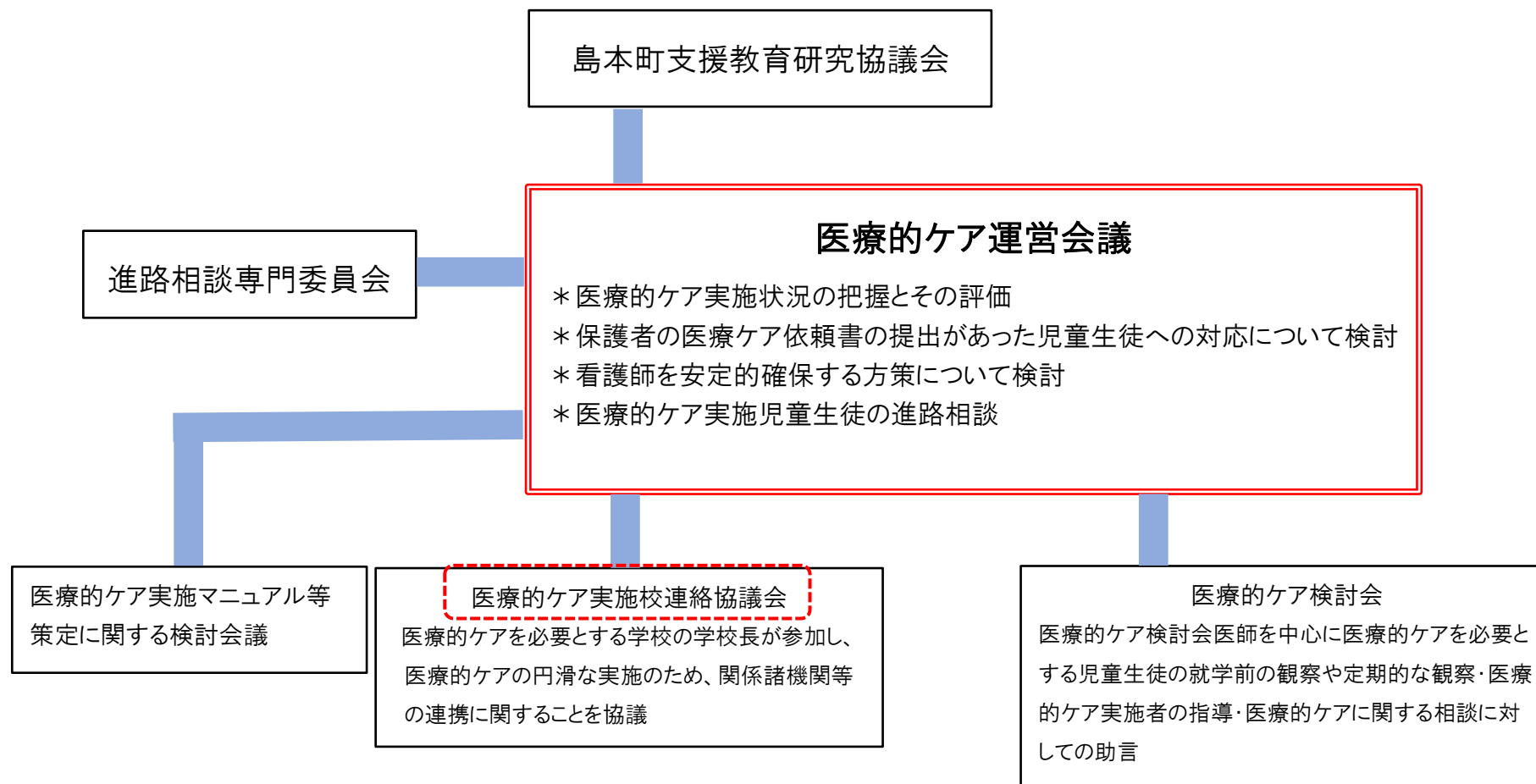


6 時間数等について

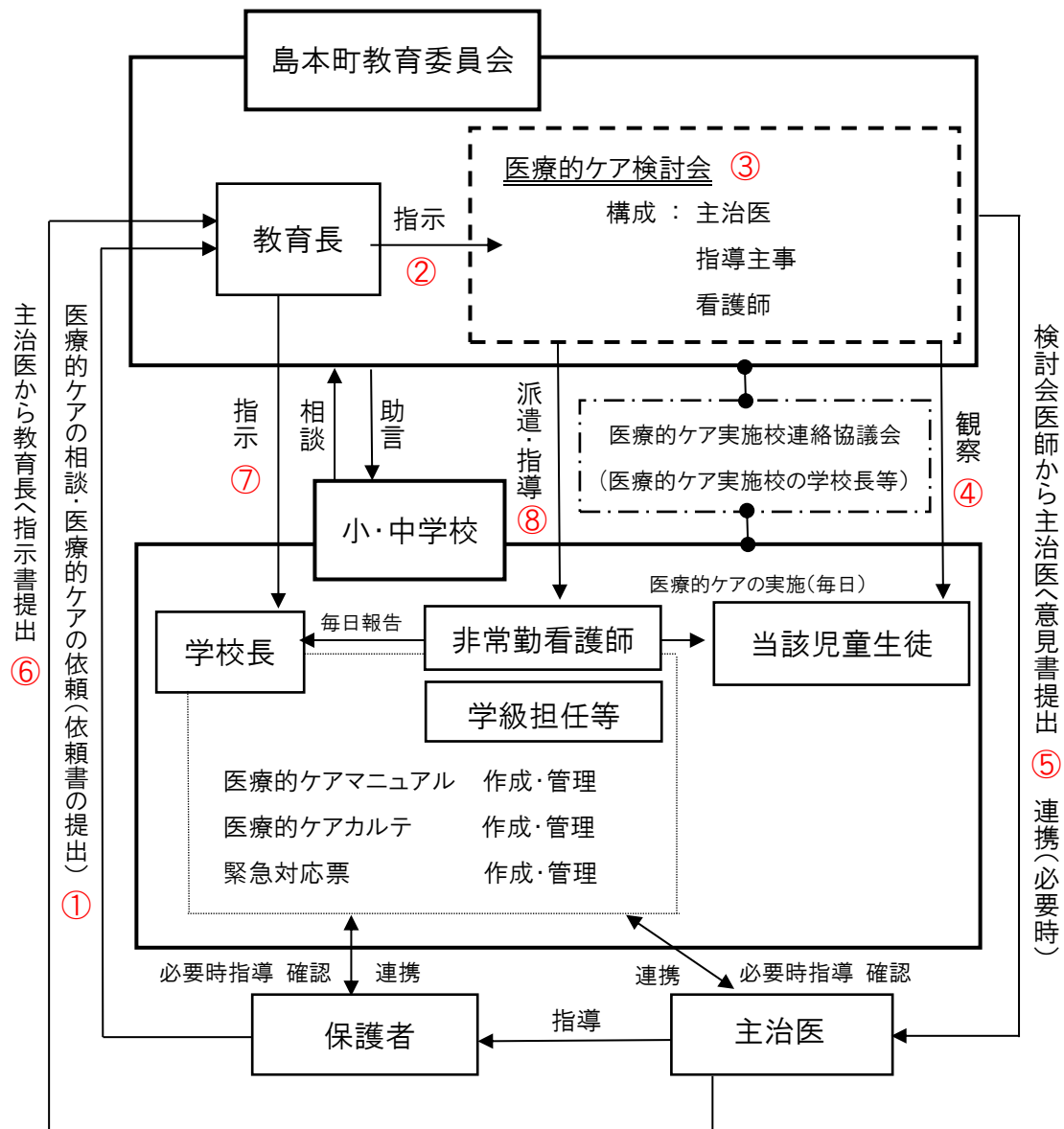
- ・ 年間10単位時間（月1時間）から280単位時間（週8時間）までとする。
- ・ 基本的には、授業時間内（1時間目から6時間目）に、個別指導または小集団指導を行う。
- ・ 指導時間は、個々の児童・生徒のニーズに合わせて、1回あたり45分間（中学校50分間）で、週1回程度を基本とする。

本町の医療的ケア運営会議等の組織

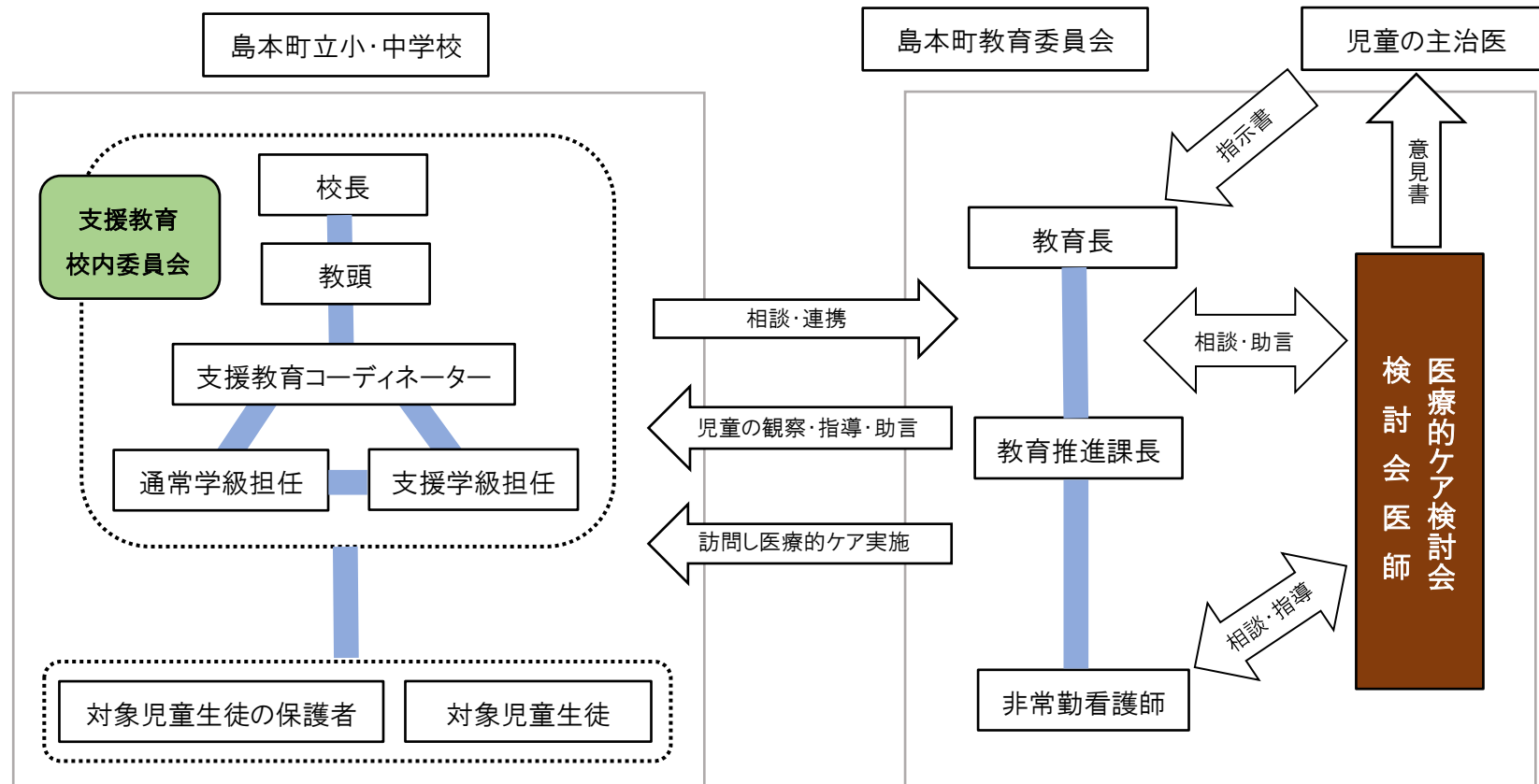
19



島本町立小中学校における医療的ケア実施体制（平成 30 年度～）



学校と教育委員会の連携体制



島本町教育委員会

就 学 相 談 票

様式 1

ふりがな 子どもの氏名		性 別		生年月日	
保護者氏名					
住所	島 本 町				
(電話)	(0 7 5 — —)				
(携帯)	(— —)				
所属幼稚園 保育所・こども園					
相談内容	※教育委員会との就学相談後に記入ください。 ・必要に応じて、学校と関係機関（すこやか推進課・教育センター）が情報共有を行ってもよろしいですか？ また、学校と幼稚園保育所が連携を行ってもよろしいですか？ （学校教員が子どもの参観に行く、教員同士で情報共有をする等） (はい ・ いいえ)				
備 考					

- ・ 相談内容欄には、お子様について(障害等の様子)できるだけ詳しく書いてください。
- ・ 備考欄は記入しないでください。
- ・ この相談内容は入学予定の学校にお知らせします。

取り扱い注意										就学相談票										様式2					
										記入日：令和 年 月 日															
ふりがな										男 女	生年月日		平成 年 月 日												
児 童 名											小学校区		島本町立 第（ ）小学校												
ふりがな												在籍幼稚園・保育所（園）													
保護者名												幼稚園・保育所（園） 担当者 先生													
住 所		住 所 大阪府 三島郡 島本町										電話番号 — —													
家族構成		続柄		名前				年齢		続柄		名前				年齢									
		年齢は、兄弟姉妹のみでかまいません。																							
療育歴 医療・相談機関		期 日								相談機関名		診断・相談内容 など													
		開始 年 月 日～継続中・ 年 月終了																							
		開始 年 月 日～継続中・ 年 月終了																							
		開始 年 月 日～継続中・ 年 月終了																							
薬の服用				薬 名								服用時間・方法													
有 ・ 無																									
手帳について				内 容																					
有 ・ 無				身体障がい者手帳 （ ） 級 （ 取得 年 月 日 ）																					
				療育手帳 （ ） （ 取得 年 月 日 ）																					
				精神障がい者保健福祉手帳 （ ） 級 （ 取得 年 月 日 ）																					
※出生時および乳児期のことで伝えておきたいこと・発作の有無や時期・大きな病気やけが、事故などがあれば、お書きください。																									
<ご記入について> ・生活面・学習面・行動面など今の状況や支援の状況についてお答えください。 ・支援が必要な場合は、その支援内容をできるだけ詳しくお書きください。 ・本票については、お子さまの支援に関する目的以外には一切使用しません。 ・書きにくいところや答えにくいところは、あけておいてください。																									

生活面	更衣	・完全に一人で行える ・全面支援が必要 ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()
	排泄	・完全に一人で行える ・全面支援が必要 ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()
	食事	・完全に一人で行える ・全面支援が必要 ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()
	移動	・完全に一人で行える ・全面支援が必要 ・少し支援が必要 () ・かなり支援が必要 ()
認知面	・数はいくつまで数えることができますか？	
	・ひらがなについての興味はありますか？（自分のなまえをひらがなで書くことはできますか？）	
言語面・対人面	・ことば、まわりの人や友だちとのコミュニケーションなどで気にかかっていることがあればお書きください。	
行動面	・得意なことや好きな遊び、行動面においてこだわりのあることなどで気にかかっていることがあればお書きください。	
身体面	・現在の身体状況で気にかかることがあればお書きください。	
思い・願い	・伸ばしたいところや将来に向けての保護者としての願い、思いなどをお書きください。	

年度 「個別の指導計画」 期

参考例

島本町

児童生徒名		生年月日	年 月 日
学年組	年 組	記入日	年 月 日
通常学級担任名		特別支援教室担任名	

生活・行動・社会性

領域		年間目標	短期目標	指導 場所		指導内容・方法	評価
				通常の学級	特別支援教室		
自立機能	身辺自立						
	家事						
	健康管理						
職業前スキル							
余暇活動							
行動管理							
コミュニケーション							
社会性 対人関係							
地域社会 生活スキル							

教科学習

教科	年間目標	短期目標	指導場所		指導内容・方法	評価
			通常の学級	特別支援教室		
国語						
算数						
社会						
理科						
音楽						
体育						
図工						
特活 道徳						

個別の教育支援計画

島本町立第 学校

年度 入学 もしくは 転入 (年)

氏 名

年度	クラス	通常学級担任	支援学級担任	通級指導教室担任
年度	年 組			
年度	年 組			
年度	年 組			

記載年月日（ ）年（ ）月（ ）日

児童・生徒基本情報

ふりがな				生 年 月 日	年 月 日 生		性 別		
児童氏名 生徒氏名									
ふりがな				電 話 番 号	自宅				
保護者氏名					携帯 ()				
					携帯 ()				
住所		〒618- 大阪府三島郡島本町							
発達に関する 情報		診断（有・無）→ 有の場合、診断名（ ） 診断時期（ 年 月 ）診断機関（ ） 発達検査（有・無） その他（ ）							
手 帳 に つ い て	療育手帳	有	A・B1・B2 （ 年 月 交付）		精 神 障 が い 者 保 健 福 祉 手 帳	有	1・2・3 級 （ 年 月 交付）		
		無	取得予定（有・無）			無	取得予定（有・無）		
	身体障がい者 手帳	有	1・2・3・4・5・6・7 級 障がいの種類（ ） （ 年 月 交付）						
		無	取得予定（有・無）						
身体面での配慮事項		発作（有・無）、服薬（有・無）→ 有の場合、薬の名前（ ） その他（ ）							
その他の配慮事項									
生育歴		生まれたときの状況（ ） _____							
家 族 構 成	続柄	氏名	勤務先・学校など		特記事項				
					緊急連絡先 お名前 関係				
					① () [] ② () [] ③ () []				

児童・生徒氏名	
---------	--

本人および保護者の希望 本人： 保護者：	
活かしたい良さ（興味・関心、得意なこと、がんばっていることなど）	

長期的な視点（3年程度）からみた教育的ニーズと支援内容	
支援の目標 （優先課題）	1 2 3 （1～3点ほど 1つでもよい）
支援の内容 （手立て・配慮）	1 2 3

	支援の目標	支援の内容（手立て・配慮）	評価（成果と課題・引継ぎ事項）
1 年 目	1		
	2		
	3		
			記載者： 記載日： 年 月 日 保護者承認日： 年 月 日 印
2 年 目	1		
	2		
	3		
			記載者： 記載日： 年 月 日 保護者承認日： 年 月 日 印
3 年 目	1		
	2		
	3		
			記載者： 記載日： 年 月 日 保護者承認日： 年 月 日 印

児童・生徒氏名

関係機関との連携・支援ネットワーク

	機関名		担当・連絡先	連携・支援内容
教 育	就学前		連絡先：	
	小学校		連絡先：	
	中学校		連絡先：	
医 療 ・ 保 健			担当： 連絡先：	
			担当： 連絡先：	
福 祉			担当： 連絡先：	
			担当： 連絡先：	
余 暇 ・ 地 域 ・ 家 庭			担当： 連絡先：	
			担当： 連絡先：	
			担当： 連絡先：	
そ の 他			担当： 連絡先：	
			担当： 連絡先：	

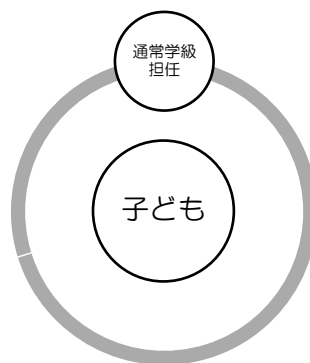
小学校における支援教育について ～全ての子どもが安心して学ぶために～

子どもの成長の過程では、本人に合わせた支援が必要になる場合があり、その適切な支援が、子どもの大きな成長につながります。

こちらでは簡単に小学校における支援教育体制についてご説明いたします。

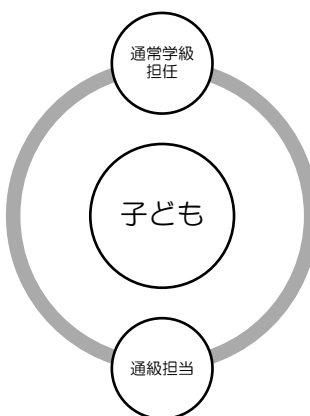
要配慮児童登録（通常学級在籍）

- 通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- 児童の実情に応じて、学校と相談しながら指導内容や指導方法を工夫したり、教師が適宜、声をかけるなどの配慮をしながら学習を行います。
- 年度途中での登録が可能です。



通級指導教室（通常学級在籍）

- 通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- 授業時間内に週1H程度、学習上や生活上の困難などの特性に応じて、通級指導教室で個別指導を行います。
- 主として、自立活動（※）の指導を行います。
- 年度途中での入室、退室が可能です。



※自立活動

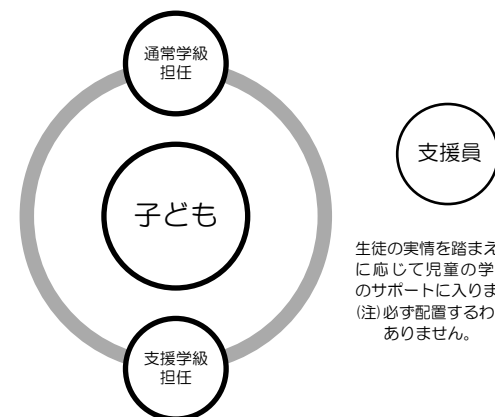
生徒1人1人の障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を培う活動

支援学級 在籍

- 支援学級に在籍し、学校と相談しながら、個々に合わせた特別の教育課程（個別の教育目標）を作成して、学習を進めます。
 - 児童の実情を踏まえながら、1日に2H～3H程度、支援学級で、個別での学習や少人数での学習等を行います。
 - 個々に合わせた教育目標を立てて学習を進めることから、「評価規準」についても、通常の学級とは異なります。
 - 支援学級では、各教科の学習に加えて、個々の実情に応じた自立活動（※）の指導を行います。
- 学校生活の1日の流れ（時間割等）は、通常学級と同じです。
- 支援学級に在籍するかどうかについては、前年度から検討が必要です。
 - 各校の管理職、支援教育コーディネーター、保護者で話し合い、長期的な子どもの成長についてイメージを共有しながら、支援学級在籍について、検討を進めていきます。

※以下のような場合は、支援学級在籍の対象にはなりません。

- それぞれの学年目標に合わせた学習を進めるが、支援学級において個別のフォロー（補充的な学習）を必要とする場合
- 通常学級で過ごすことへの不安が高く、支援学級を安心できる居場所として利用することのみを必要とする場合



生徒の実情を踏まえ、必要に応じて児童の学習活動のサポートに入ります。
(注)必ず配置するわけではありません。

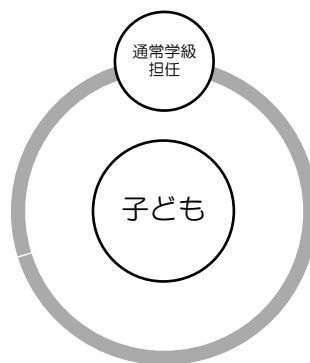
中学校における支援教育について ～全ての子どもが安心して学ぶために～

子どもの成長の過程では、本人に合わせた支援が必要になる場合があり、その適切な支援が、子どもの大きな成長につながります。

こちらでは簡単に中学校における支援教育体制についてご説明いたします。

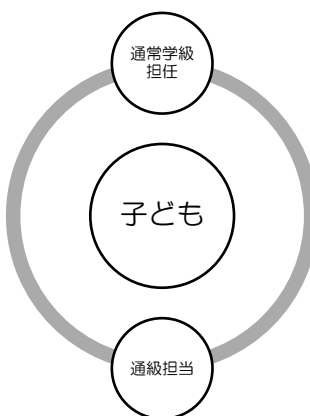
要配慮生徒登録（通常学級在籍）

- 通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- 生徒の実情に応じて、学校と相談しながら指導内容や指導方法を工夫したり、教師が適宜、声をかけるなどの配慮をしながら学習を行います。
- 年度途中での登録が可能です。



通級指導教室（通常学級在籍）

- 通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- 授業時間内に週1H程度、学習上や生活上の困難などの特性に応じて、通級指導教室で個別指導を行います。
- 主として、自立活動（※）の指導を行います。
- 年度途中での入室、退室が可能です。



※自立活動

生徒1人1人の障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を培う活動

支援学級 在籍

- 支援学級に在籍し、学校と相談しながら、個々に合わせた特別の教育課程（個別の教育目標）を作成して、学習を進めます。
 - 生徒の実情を踏まえながら、1日に2H～3H程度、支援学級で、個別での学習や少人数での学習等を行います。
 - 個々に合わせた教育目標を立てて学習を進めることから、「評価規準」についても、通常の学級とは異なります。
 - 支援学級では、各教科の学習に加えて、個々の実情に応じた自立活動（※）の指導を行います。
- 学校生活の1日の流れ（時間割等）は、通常学級と同じです。
- 支援学級に在籍するかどうかについては、前年度から検討が必要です。
 - 各校の管理職、支援教育コーディネーター、保護者で話し合い、卒業後の進路等のイメージも共有しながら、支援学級在籍について、検討を進めていきます。

※以下のような場合は、支援学級在籍の対象にはなりません。

- それぞれの学年目標に合わせた学習を進めるが、支援学級において個別のフォロー（補充的な学習）を必要とする場合
- 通常学級で過ごすことへの不安が高く、支援学級を安心できる居場所として利用することのみを必要とする場合

